焼津市納税通知書用封筒有料広告掲載に関する運用基準

第１　趣旨

この運用基準は、焼津市広告掲載要綱（平成 22 年焼津市告示第 24 号。以下「要綱」という。）第 12 条により、焼津市が製作する固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市民税・県民税納税通知書用封筒(普通徴収用)及び国民健康保険税に係る納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）に有料広告（以下「広告」という。）を掲載するために必要な事項を定めるものとする。

第２　広告の規格及び位置

(1) 広告枠の大きさは、縦 5.5cm×横７cm の長方形とし、位置は、封筒裏面に２枠以内で掲載するものとする。

(2) 表示の色は単色とする。

(3) 広告には、広告主の名称及び連絡先を表示しなければならない。

(4) 広告を掲載するに当たり、焼津市は市の新たな財源を確保するための取組みであることを周知するため、次の文章を表示する。

> この広告は、焼津市の行財政改革の一環として掲載しているものです。広告収入は、封筒製作費の一部に充てられます。広告内容に関するご質問は、広告に記載された連絡先に直接お問合せください。広告主及び広告内容と焼津市の業務は直接関係ありません。

第３　掲載の範囲等

要綱第３条各号に掲げるもののほか封筒に掲載する広告は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）により登録を受けた貸金業者

(2) 賭博に関連する広告及び事業者

(3) 市税を滞納している者

第４　封筒の製作枚数及び広告掲載期間

(1) 広告を掲載する封筒は、令和９年度中の次に掲げる種類のものとし、製作枚数は約 172,000 枚とする。

ア　固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒

イ　軽自動車税納税通知書用封筒

ウ　市民税・県民税納税通知書用封筒(普通徴収用)

エ　国民健康保険税納税通知書用封筒

(2) 追加製作する場合における広告の取扱い

(1)に定める封筒の納品以後、追加して製作する場合は、広告は掲載しないものとする。

第５　広告掲載料

１枠につき　80,000 円

第６　その他の事項

(1) 広告の掲載を希望する者は、焼津市有料広告掲載申込書（第１号様式）に掲載する広告の内容の写し又は原稿を添付し、市長が指定する期間内に申し込まなければならない。

(2) 広告の掲載の決定については焼津市有料広告掲載決定通知書（第２号様式）にて申込みをしたものに通知するものとする。

(3) その他不明な事項については、その都度焼津市と協議して決定するものとする。

第１号様式（第６関係）

焼津市有料広告掲載申込書

年　　月　　日

（宛先）焼津市長

住所（所在地）

氏名（名称）

申込者 電話番号

ＦＡＸ番号

担当者氏名

焼津市納税通知書用封筒有料広告掲載に関する運用基準第６の規定に基づき、原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たっては、焼津市広告掲載要綱及び焼津市納税通知用封筒有料広告掲載に関する運用基準を遵守するとともに、貴市が私の焼津市税に滞納がないことの調査を実施することに同意します。

記

１　広告内容

２　広告掲載期間

（※　２は、必要な場合のみ）

第２号様式（第６関係）

焼津市有料広告掲載決定通知書

年　　月　　日

様

焼津市長　　印

　　年　　月　　日付けで申込みのありました納税通知書用封筒に係る広告の掲載について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

１　決定区分　　□ 掲載する
□ 掲載しない
理由

２　広告の内容

３　広告掲載料　　金　　円

４　納付期限　　年　　月　　日

５　その他（条件）